

### [ 事案 17-28 ] 配当金請求

- ・平成 18 年 1 月 6 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 2 月 15 日 裁定打切り

#### < 事案の概要 >

満期時ボーナス（配当金による買増保険金）および満期時特別配当金について、保険設計書に記載されていた金額を支払ってほしいとして申立てがあったもの。

#### < 申立人の主張 >

昭和 50 年に加入した保険が平成 17 年に満期を迎えたが、保険設計書では満期時ボーナス(通常配当金による買増保険金)と満期時特別配当金の合計額が、50 万円余と記載されていたのに満期時に通知された合計金額は 6 万円余で、余りにも少なすぎる。会社は経済情勢により本件契約の近年の配当がゼロになっているためと説明するが、新聞報道等によれば会社の経営内容は高水準の基礎利益があるとされ、配当金を 1 円も支払えない状態であるとは理解できない。

ご契約のしおりには、「加入後 10 年を経過すると毎年通常の配当金に加えて特別配当金を、さらに満期を迎えたときには満期時特別配当金を支払います」との記載があり、また加入時に「貯蓄性の保険でこんな有利な保険はありません」と説明されたのだから、実際の受取合計額が払込保険料合計額よりも少なくなるのは不当であり、納得できない。設計書に記載されていた金額の満期時ボーナスと満期時特別配当金を支払ってほしい。

#### < 保険会社の主張 >

満期時ボーナス、満期時特別配当金については以下の理由により「満期のお知らせ」にて通知した金額以外を支払うことはできない。

- (1) 配当は経済情勢によって影響を受け、配当がなされるかどうか、なされるとして配当金額がいくらになるかも確約できるものではない。特別配当金についても経済情勢によって変動し全く発生しないという事態も生じ、この点については申立人提出のパンフレットの下部に「将来の支払額をお約束するものではありません」と記載されていることから明らかである。
- (2) 設計書記載の配当金の額は、契約当時の配当率が継続することを前提とし作成され、本件契約当時の配当の基準となる運用利回りは 8%程度の高水準で、当時の予定利率 4%との差額 4%を配当金として支払う計算になっていたが、バブル崩壊後は景気低迷により株価が下落、金利も低下するなど厳しい運用環境になっている。
- (3) 満期時ボーナスは、配当金を契約の満期日を満期とする払済養老保険の一時払保険料に充当し満期時に満期保険金が支払われるものだが、近年は低金利が継続するなど厳しい経済状況が続き、予定利率の高い契約を中心に当初想定額よりも受取配当金が少なく、本件契約の配当金についてはゼロとなっている。また消滅時特別配当金もバブル崩壊に伴う株価の大幅下落等により配当率は引き下げられ、

本件契約については平成8年度以降割り当てられていない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立書、答弁書等に基づいて審理を進めた結果、以下の理由により本件申立ては裁定を行うのに適当でないとしてその理由を明らかにし、裁定手続きを打ち切った。

- (1) 約款には社員配当準備金の中から利源式方法で計算した社員配当金の割当てを行う旨の規定があるが、每期必ず配当をする旨を規定したものではない。また契約のしおりは具体的に割り当てられる配当金の処分方法を記載したものであり、設計書記載の「ボーナス」は配当金を原資とする旨明記されており、当該設計書を作成した段階での実績に基づく計算によるもので確定的なものではなく、当該記載金額が契約内容となるものではないことは明らかで、毎期の配当が無いことが契約に違反するものとは言えない。
- (2) 契約時における口頭説明、文書での説明が不相当である場合には、当該契約の無効、取消を請求し、あるいは他の保険に加入する機会を奪うものとして損害賠償を請求することが認められる場合もあるが、そのような事実が存在したとしてもそれが契約の内容を左右することは無いのが原則であり、申立人の主張および審査会からの問合せに対する回答によっても、例外的に契約の合意内容となったと判断できる事実は存在しない。
- (3) 各文書の記載から直ちに配当金が支払われなかったことが契約に違反するとは言えない。付言すれば、当該保険契約を貯蓄型と説明しあるいは配当金が無いこともありうることを説明していない事実は、契約者の誤解を招くものとして現時点においては相当性を欠くと言えなくはないが、本件契約時点においてその後の著しい景気変動を予想することは困難であり、当時において不適切な説明であったとまでは言えない。
- (4) 配当金の分配については約款規定にもあるとおり利源方式によって計算されるが、利源方式とは保険種類毎に死差益、費差益、利差益を計算しこれを総合して利益を計算するものである。特に利差益は、予定利率と実際の運用利益の率を比較して損益を計算するもので、予定利率が高い契約は実際の運用利益の率が低くなった場合には利益が出にくく、その結果他の差益でプラスとなっても全体としてはマイナスになることもある。これは、予定利率の高い保険契約は保険料が低額であるのに対し、予定利率の低い契約は保険料が高額で、配当に差異を設けることがむしろ公平であるという考え方に基づくのであり、一般的に承認されているものである。従って、利益が計上されている年にも申立人に配当がないという事実のみで、配当をしないことは違法であるとは言えない。
- (5) 利益処分の方法（の当否）は、会社の政策的な判断であって当審査会の権限の及ぶ範囲ではない。また利益が低かったことについて会社の注意義務懈怠が存在しな

いか、申立人は同一種目の他の保険契約者と公平に扱われているか等については、詳細な事実認定を必要とするが、当審査会の能力を超えるものであり当審査会の審査には馴染まない。